

宅地造成等規制法に基づく宅地耐震化推進事業

1 概要

平成7年の兵庫県南部地震、平成16年の新潟県中越地震等では、谷や沢、傾斜地を大規模に埋めた造成地で、宅地や公共施設に大きな被害が生じました。

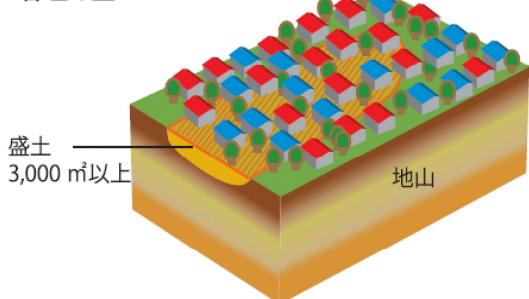
そのため、宅地地盤災害を未然に防止、軽減し、宅地の安全性を確保するため、平成18年に国が宅地造成等規制法を改正するとともに、「宅地耐震化推進事業」を創設しました。

明石市では、平成24年度から「宅地耐震化推進事業」に取り組み、大規模盛土造成地*を抽出し、滑動崩落*により大きな被害が生じる恐れがあるかどうかの調査を行いました。

*大規模盛土造成地(2種類あります)

1) 谷埋め型大規模盛土造成地 盛土の面積が3,000m²以上

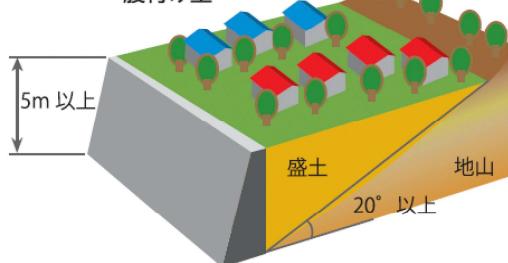
谷埋め型



2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上

腹付け型



(国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策について」より引用)

*滑動崩落

谷間や山の斜面などにおいて盛土造成されたひとまとまりの宅地が、地震による大きな揺れによって滑ったり崩れたりする現象

2 調査結果

(1) 大規模盛土造成地マップの作成

調査の結果、本市には52箇所の大規模盛土造成地が存在することが分かりました。その結果をもとに、それらの位置と範囲を示す「大規模盛土造成地マップ」を作成しました。

明石市大規模盛土造成地マップ、大規模盛土造成地マップに関するQ&Aはリンクを参照して下さい。

(2) 詳細調査の結果

52箇所の大規模盛土造成地について調査・分析を行った結果、大地震時に滑動崩落が発生するような危険性のある造成地とは認められませんでしたので、明石市の「宅地耐震化推進事業」は終了しました。